

役員等報酬規程

(令和5年4月1日 改定施行)

社会福祉法人かがやけ福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かがやけ福祉会（以下法人という）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬等について定める。

(報酬等の総額)

第2条 評議員の報酬の各年度の総額は定款で定めた額とし、他の役員等の報酬の各年度の総額は評議員会で定めた別表1の額とする。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事、監事、評議員が理事会・評議員会に出席したときは、別表2により、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬等)

第4条 常勤理事長の俸給は、月額325,000円とし、月額通勤手当10,000円と合わせ合計335,000円を、職員給与の支給日に準じて、毎月22日に支払うものとする。

2. 理事長以外の理事が、理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたったときは、別表3により、報酬およびかかった経費の実費を、支払う事ができる。
3. 評議員が評議員会出席以外で施設運営のために、その業務にあたった場合も同様とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導、または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及びかかった経費の実費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が、当委員会に出席したときは、別表1により、報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(報酬等の支払い方法)

第7条 常勤理事に対する報酬の支給日、支給方法、並びに報酬より控除する額等、支給に関する詳細は職員の給与規定に準ずる。

- 2 評議員及び役員（常勤理事を除く。）に対する報酬は、原則、職務にあたった都度支払うものとする。
- 3 支払いは現金若しくは本人の指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 4 報酬等は、法令の定める控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(出張旅費および日当)

第8条 理事、監事および評議員が法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費および日当を支給することができる。

- (1) 旅費および宿泊費は、実費を支給する。

(2) 旅費等は原則として、出張終了後支払うことになるが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する理事、評議員は、この規程は適用しない。

ただし、施設の職員が、常務理事を兼任し、常務理事の業務を行う場合は、常務理事手当として、月額30,000円を、職員給与の支給日に準じて、毎月22日に支払うものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正の必要が生じた場合は、理事会の議決をうけて行なう。

付 則

- 1、 この規程は、平成22年10月19日より適用する。
- 2、 この規程は、平成23年11月27日より改定する。
- 3、 この規程は、平成24年4月1日より改定する。
- 4、 この規程は、平成25年1月1日より改定する。
- 5、 この規程は、平成29年4月1日より改定する。
ただし、第5条の規定については、平成29年2月5日から施行する。
- 6、 この規程は、平成29年7月1日より改定する。
- 7、 この規程は、令和5年度4月1日より改定する。

別表 1

名称	年額報酬額	備考
評議員	200,000円	定款の定めによる
理事	6,500,000円	常勤理事を含む
監事	350,000円	会議出席・幹事監査等
評議員選任・解任委員	100,000円	

別表 2 (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席時における報酬) (税込)

名称	報酬	実費弁済額
理事会出席 報酬等	5,000円	交通費実費
評議員会出席報酬等	5,000円	交通費実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	5,000円	交通費実費

別表 3 (理事・監事及び評議員の報酬) (税込)

名称	報酬	実費弁済額
常勤理事長	月額俸給 325,000円 月額通勤手当 10,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	時給 2,000円	実費
監事監査指導報酬等	25,000円	実費

別表 4 (出張旅費および日当)

旅費	宿泊費	日当 (食事代を含む)
実費	実費	3,000円